

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

## 1ひとり親世帯

### ●支給対象

下記のA～Cのいずれかに該当する方

A令和4年4月分の児童扶養手当(※)を受給した方

⇒申請不要(6月16日に支給済)

B公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当(※)を受給していない方

⇒申請必要

C新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により家計が急変し、急変後1年間の収入見込み額が児童扶養手当(※)の支給制限限度額(表1)未満になる方

⇒申請必要

※ひとり親世帯等の児童を支援するための手当で、対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の児童(障害がある児童については、20歳未満)

表1

児童扶養手当の支給制限限度額	
扶養親族等の数	収入額
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円

### ●支給額

児童1人当たり 5万円 ※1、2の給付金を併給することはできません。

### ●申請方法

申請に必要な書類が世帯ごとに異なりますので、詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

### ●申請期限

令和5年2月28日(火)

問低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金窓口(健康福祉部福祉総務課(庁舎1階)) ☎43-0408



## 2ひとり親世帯以外

### ●支給対象

下記のA、Bのいずれかに該当する方

A令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方  
⇒申請不要(7月27日(水)に支給予定)

B平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に生まれた児童(障害がある児童については、申請日時点で20歳未満)の養育者で、下記のa、iのいずれかに該当する方

a令和4年度の住民税均等割が非課税の方

i令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により家計が急変し、急変後1年間の収入見込み額が非課税相当限度額(表2)未満の方  
⇒a、iともに、申請必要

表2

非課税相当限度額	
家族構成例	収入額
養育者1人+児童1人	1,378,000円
養育者1人+児童2人	1,680,000円
養育者2人+児童1人	
養育者1人+児童3人	2,097,000円
養育者2人+児童2人	
養育者1人+児童4人	2,497,000円
養育者2人+児童3人	

## かとうのもち麦 魅力発見

＼＼加東市もち麦活用協議会が加東市産もち麦に関する「旬」の情報を届け／＼

### 令和4年産もち麦収穫

5月末、市内でもち麦の収穫が行われました。加東市でもち麦の栽培が始まってから、5回目の収穫となります。

もち麦は湿気に弱く、収穫時に雨が降ると品質に影響が出るため、この時期の雨はもち麦にとって避けたいところです。

今年は例年よりもち麦の穂の成熟が遅く、梅雨入り前に収穫できるかが心配されましたが、何とか梅雨入り前に収穫を終えることができました。

収穫されたもち麦は、異物除去・乾燥・調製等の工程を経て、精麦工場に運ばれます。



### 社高校の生徒によるもち麦収穫体験！

5月19日、社高校生活科学科の課題研究の授業で地方創生を専攻する生徒たちが、地元で収穫されたもち麦を使って「地域を盛り上げたい」という取組みの一環として、中古瀬地区のもち麦の収穫を体験しました。

生徒たちは加西農業改良普及センターの職員から、もち麦の刈り方を教わった後、慎重にもち麦を鎌で刈り取りました。生産者をはじめ、JAみのり、加西農業改良普及センター、株式会社マルヤナギ小倉屋、市職員も、生徒たちのもち麦の収穫に協力しました。

この日刈り取ったもち麦は、生徒たちがいくつかの束に分けてわらで結びました。麦を束にして乾燥させることで、もち麦の水分が減って品質の劣化を防ぐことができます。

収穫を体験した生徒は、「収穫は大変でしたが、こうした苦労があってもち麦ができるんだと知ることができ、とてもいい経験になりました。」と振り返りました。

今後もち麦を余すことなく活用するため、生徒たちは、麦わらの活用方法についても検討していく予定です。

問産業振興部農政課(庁舎3階) ☎43-0518

相続  
生前贈与  
新規開業  
法人設立

『相続税がかかるかどうか心配…』  
『新しく事業を立ち上げたい！』  
『30代の若手税理士が対応いたします。まずはお気軽にお電話下さい！』  
**0794-63-3548 初回相談無料**

税理士法人 佐藤会計事務所 (税理士：三宅 真介) 小野市王子町800-1 (小野商工会館 1階)

『相続税がかかるかどうか心配…』  
『新しく事業を立ち上げたい！』  
『30代の若手税理士が対応いたします。まずはお気軽にお電話下さい！』  
**0794-63-3548 初回相談無料**

広告

設計士と直接話しながらつくる家  
住みやすくて、「大人カッコイイ」家づくり。  
実例多数掲載中！ / www.yoriken.com  
ヨリフジ建設 検索 QRコード

一級建築士事務所  
ヨリフジ建設株式会社  
〒673-1415 加東市下久米1044番地  
TEL:0795-38-8583  
FAX:0795-38-8584  
http://yashiro-law.jp/  
営業時間 9:30～17:30 休日/土日祝日

お悩みの方、まずはお気軽にご相談ください  
○交通事故 ○債務整理・破産 ○相続・遺言 ○労働事件  
○土地・建物 ○離婚 ○債権回収 ○会社法務 ○刑事事件  
その他一般民事を幅広く取り扱っています。  
相談料30分5,000円(税別)  
※法律相談は予約制です。休日・夜間相談についてはお問い合わせください。

やしろ法律事務所  
弁護士 吉田圭寿  
〒673-1431 加東市508-4 白池ビル1F  
TEL:0795-38-8583  
FAX:0795-38-8584  
http://yashiro-law.jp/  
営業時間 9:30～17:30 休日/土日祝日

広告